



乗用カート利用約款

第1条 (本約款の目的)

この約款は、本クラブ乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に対する基準を定め、もって、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第2条 (本基準の遵守)

カートの利用者は、カート利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。キャディー付プレー・セルフプレーにかかわらず全て利用者が遵守する義務を負います。

第3条 (運転等の制限)

- 利用者は係員からのカート利用に関する指示に従ってください。また、係員が特に指示した場合を除き、利用者がカートの手動運転をすることはできません。
- カートはカート道、または許可された範囲外では利用運行することができません。

第4条 (運行責任者)

カートの移動又は停止、同乗者の乗り降り、その他のカート運行に関する事項は、利用者の責任において、これを行ってください。

第5条 (カート利用上の注意事項)

このカートは、走行路上を自動走行しますので安全のために次の事項を遵守してください。

- カートの前後に立たないでください。
- 走行中のカートに近づいて歩いたり、直前を横切らないでください。
- カートの乗り降りは、停止を確認してから行ってください。
- カートを発進させる際は、乗員の着座、カート前後の安全を確認してから行ってください。
- 走行中は、手足またはクラブを車外に出さないでください。又、急停止する場合がありますのでシートに正しく座り、ハンドルやグリップ又は、バーにつかまってください。
- 雷警報のサイレンが鳴りましたら、直ちにプレーを中断し、最寄りの避雷小屋に避難してください。乗用カートは避雷の役割を果たしません。

第6条 (貴重品及び携帯品等の責任)

ゴルフ用品を含む携帯品及び携帯品の管理は自己責任となります。破損、盗難等が発生した場合、当クラブは責任を負いかねます。

第7条 (事故の場合の連絡)

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合、プレーを中止し、ただちにマスター室にその旨を連絡しなければなりません。

第8条 (事故の場合の責任等)

利用者は、カートの運行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故を生じた場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。

付 則 (施行期日)

この約款は平成24年3月1日より施行いたします。

太閤山カントリークラブ